

岩手県告示第686号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項又は第6項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年9月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社アンビ ス	東京都中央区京橋 一丁目1番1号	東京都中央区八重 洲二丁目7番2号	医心館訪問介護ステ ーション北上	北上市さくら通り五 丁目14番10号	令和3年6月7 日

2 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社アンビ ス	東京都中央区京橋 一丁目1番1号	東京都中央区八重 洲二丁目7番2号	医心館訪問看護ステ ーション北上	北上市さくら通り五 丁目14番10号	令和3年6月7 日

3 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者			居宅介護支援事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社アンビ ス	東京都中央区京橋 一丁目1番1号	東京都中央区八重 洲二丁目7番2号	医心館居宅介護支援 事業所北上	北上市さくら通り五 丁目14番10号	令和3年6月7 日

4 介護予防訪問看護

介護予防事業者			介護予防事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社アンビ ス	東京都中央区京橋 一丁目1番1号	東京都中央区八重 洲二丁目7番2号	医心館訪問看護ステ ーション北上	北上市さくら通り五 丁目14番10号	令和3年6月7 日

5 介護予防・日常生活支援

介護予防・日常生活支援事業者			介護予防・日常生活支援事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
株式会社アンビ ス	東京都中央区京橋 一丁目1番1号	東京都中央区八重 洲二丁目7番2号	医心館訪問介護ステ ーション北上	北上市さくら通り五 丁目14番10号	令和3年6月7 日